

○内閣府令第八十七号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行に伴い、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の規定に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章 公益法人の認定 第一節 公益認定の基準（第一条―第六条）	目次 第一章 公益法人の認定 第一節 公益認定の基準（第一条―第四条）

第二節 公益認定の申請等の手続（第七条―第十三条）
第二章 公益法人の事業活動等

第一節 計算

第一款 総則（第十四条）

第二款 中期的収支均衡（第十五条―第二十三条）

第三款 公益目的事業比率（第二十四条―第三十二条）

第四款 使途不特定財産額の保有の制限（第三十三条―第三十七条）

第五款 公益目的事業財産（第三十八条―第四十一条）

第二節 財産目録等（第四十二条―第五十八条）

第三節 合併の届出等の手続（第五十九条―第六十二条）

第三章 報告及び検査（第六十三条―第六十四条）

第四章 公益目的取得財産残額（第六十五条―第七十条）

第五章 公示及び公表（第七十一条―第七十二条）

附則

（法人が事業活動を支配する法人等）

第一条 「略」

2 「略」

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 「略」

二 第一項に規定する当該他の法人又は前項に規定する当該法人が一般財団法人である場合にあっては、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）又は評議員

第二節 公益認定の申請等の手続（第五条―第十一条）
第二章 公益法人の事業活動等

第一節 計算

第一款 総則（第十二条）

第二款 公益目的事業比率（第十三条―第十九条）

第三款 遊休財産額の保有の制限（第二十条―第二十二條）

第四款 公益目的事業財産（第二十三条―第二十六条）

第二節 財産目録等（第二十七条―第四十条）

第三節 合併の届出等の手続（第四十一条―第四十四条）

第三章 報告及び検査（第四十五条―第四十六条）

第四章 公益目的取得財産残額（第四十七条―第五十一条）

第五章 公示及び公表（第五十二条―第五十三条）

附則

（法人が事業活動を支配する法人等）

第一条 「同上」

2 「同上」

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 「同上」

二 第一項に規定する当該他の法人又は前項に規定する当該法人が一般財団法人である場合にあっては、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員

「ロゝホ 略」

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第三条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「法」という。)第五條第十四号に規定する理事、監事及び評議員(以下「理事等」という。)に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

(法第五條第十五号に掲げる者に準ずる者)

第四條 法第五條第十五号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者でない者とする。

- 一 当該法人が一般社団法人である場合にあつては、その社員
- 二 当該法人が一般財団法人である場合にあつては、その設立者
- 三 第一号に掲げる者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人
- 四 第二号に掲げる者が法人である場合にあつては、当該法人及びその子法人の役員及び使用人

(法第五條第十六号に掲げる者に準ずる者)

第五條 法第五條第十六号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者でない者とする。

- 一 当該法人が一般社団法人である場合にあつては、その社員
- 二 当該法人が一般財団法人である場合にあつては、その設立者
- 三 第一号に掲げる者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人

「ロゝホ 同上」

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第三条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「法」という。)第五條第十三号に規定する理事、監事及び評議員(以下「理事等」という。)に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

四 第二号に掲げる者が法人である場合にあっては、当該法人及びその子法人の役員及び使用人

(他の団体の意思決定に關与することができる財産)

第六条 法第五条第十八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

〔一〇六 略〕

(公益認定の申請)

第七条 〔略〕

2 法第七条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第四十九条第一項から第四項までの規定の例により作成した次号に規定する貸借対照表の貸借対照表日における財産目録

〔二〇四 略〕

3 〔略〕

第八条 〔略〕

(軽微な変更)

第九条 法第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

〔一〇二 略〕

三 公益目的事業の種類又は内容の変更であつて、次に掲げるもの

イ 事業の一部の廃止

ロ 事業の統合、再編、承継その他の変更であつて、当該変更後の

の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかである

(他の団体の意思決定に關与することができる財産)

第四条 法第五条第十五号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

〔一〇六 同上〕

(公益認定の申請)

第五条 〔同上〕

2 法第七条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第三十一条第一項から第三項までの規定の例により作成した次号に規定する貸借対照表の貸借対照表日における財産目録

〔二〇四 同上〕

3 〔同上〕

第六条 〔同上〕

(軽微な変更)

第七条 法第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

〔一〇二 同上〕

三 公益目的事業又は収益事業等の内容の変更であつて、公益認定

を受けた法第七条第一項の申請書(当該事業について変更の認定を受けている場合にあっては、当該変更の認定のうち最も遅いものに係る次条第一項の申請書)の記載事項の変更を伴わないもの

ものとして、内閣総理大臣が定めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、公益認定を受けた法第七条第一項第三号に掲げる事項を記載した書類（変更の認定を受けた場合又は変更を届け出た場合にあつては、それらのうち最も遅いものに係る当該書類）の記載事項の変更（字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなるものを除く。）を伴わないもの

（変更の認定の申請）

第十条 「略」

〔2・3 略〕

4 前項の公益法人は、当該変更の認定が合併に伴うものである場合にあつては、当該合併の日から三月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

一 当該合併の日の前日の属する事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間に係る第四十六条第一項第二号から第十一号まで及び第五十七条第一項第二号に掲げる書類

二 前号の期間に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録並びに第四十六条第一項第一号に掲げる書類を作成するとするならば、これらの書類に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類

第十一条・第十二条 「略」

（変更の届出）

第十三条 「略」

2 法第十三条第一項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（変更の認定の申請）

第八条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 前項の公益法人は、当該変更の認定が合併に伴うものである場合にあつては、当該合併の日から三箇月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

一 当該合併の日の前日の属する事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間に係る第二十八条第一項第二号並びに第三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる書類

二 前号の期間に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録並びに第二十八条第一項第一号に掲げる書類を作成するとするならば、これらの書類に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類

第九条・第十条 「同上」

（変更の届出）

第十一条 「同上」

2 法第十三条第一項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 法第五条第十四号に規定する報酬等の支給の基準

三 「略」

3 「略」

第十四条 「略」

第二款 中期的収支均衡

(中期的収支均衡)

第十五条 法第十四条に規定する内閣府令で定める期間(以下「中期的均衡期間」という。)は五年間とし、同条の規定により、公益法人が公益目的事業を行うに当たって当該期間に図られるようにしなければならぬ収支の均衡(以下「中期的収支均衡」という。)については、この款に定めるところによる。

(年度剰余額等の算定)

第十六条 公益法人は、毎事業年度の終了後、次項の規定により当該終了した事業年度(以下この款において「当該事業年度」という。)に生じた年度剰余額又は年度欠損額を、第三項又は第四項の規定により当該事業年度に係る暫定残存剰余額又は残存欠損額を、それぞれ算定するものとする。

2 当該事業年度に生じた年度剰余額は、第一号に掲げる額(以下この項において「収入額」という。)が第二号に掲げる額(以下この項において「費用額」という。)以上である場合において、収入額から費用額を控除した額とし、当該事業年度に生じた年度欠損額は、収入額が費用額を下回る場合において、費用額から収入額を控除した額とする。ただし、収入額が費用額を下回る場合において、年

一 「同上」

二 法第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準

三 「同上」

3 「同上」

第十二条 「同上」

「款を加える。」

度欠損額を零とすることができる。

一 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常収益（一般純資産に係るものに限る。）の額

ロ 当該事業年度の公益充実資金（第二十三条第一項に規定する公益充実資金をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）の取崩額（取崩額の全部又は一部を第三十六条第三項第一号に掲げる財産（以下この条、次条、第十九条、第二十三条及び第三十条において「公益目的保有財産」という。）に係る資産の取得又は改良に充てた場合にあつては、当該公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充てた額を控除した額）

ハ 収益事業等を行う公益法人にあつては、当該事業年度に収益事業等から生じた収益（収益事業等における収益から、管理費のうち収益事業等に按分される額を控除した額）に百分の五十を乗じて得た額

二 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常費用（一般純資産に係るものに限る。）の額（公益充実資金の取崩しにより又は次条第一号に掲げる使途として取得又は改良した公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額のうち、当該公益目的保有財産の取得又は改良に係る価額のうち当該取崩しの額又は当該使途に充てることにより解消額とした額に相当する部分の額を除く。）

ロ 当該事業年度の公益充実資金の積立額

当該事業年度において年度剰余額が生じた場合、当該事業年度に

係る暫定残存剰余額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 過年度残存剰余額（当該事業年度の前事業年度における当該前事業年度以前の各事業年度（第十九条第一項の規定により特例残存欠損額を算定した事業年度を除く。）に係る残存剰余額をいう。以下同じ。）の合計額が零以上の場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 当該年度剰余額

二 過年度残存欠損額（当該事業年度の前事業年度における当該前事業年度以前の各事業年度（当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度に限るものとし、第十九条第一項の規定により特例残存欠損額を算定した事業年度を除く。）に係る残存欠損額をいう。以下同じ。）の合計額が当該年度剰余額以上の場合 零

三 前号に掲げる場合のほか、過年度残存欠損額の合計額が零を超える場合 当該年度剰余額から当該合計額を控除した額

4 当該事業年度において年度欠損額が生じた場合、当該事業年度に係る残存欠損額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 過年度残存欠損額の合計額が零以上の場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 当該年度欠損額

二 過年度残存剰余額の合計額が当該年度欠損額以上の場合 零

三 前号に掲げる場合のほか、過年度残存剰余額の合計額が零を超える場合 当該年度欠損額から当該合計額を控除した額

（残存剰余額の解消）

第十七条 公益法人は、当該事業年度に係る暫定残存剰余額又は過年

度残存剰余額（当該事業年度において年度欠損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剰余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。）で零を超えるものがある場合は、その全部又は一部を次の各号に掲げる使途に充てた場合は、当該各号に定める額を当該暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額の解消額とすることができ

一 公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良 当該公益目的保有財産の取得価額又は改良に要した額の全部又は一部

二 公益法人が、災害その他の公益目的事業の実施が著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるものにあつて、公益目的事業を実施するために必要な資金の不足（当該事態により資金の不足が生じた事業年度における欠損金（前条第二項に規定する年度欠損額の算定方法を基礎として内閣総理大臣が定める方法で算定した額）を補うために不可欠なものとして行つた借入れに係る元本の返済 その返済に充てた額

三 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が行う公益目的事業の内容その他の事情を勘案し、当該公益目的事業の実施のために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項 その事項に要した額

（残存剰余額等の算定）

第十八条 当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存剰余額は、過年度残存剰余額（前条の規定（第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）による解消額がある場合には、当該解消額を過年度残存剰余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。）とする。

2 当該事業年度に係る残存剰余額は、当該事業年度の暫定残存剰余額（前条の規定による解消額がある場合には、当該暫定残存剰余額から当該解消額（前項の規定により過年度残存剰余額から控除した額がある場合には、当該解消額から当該控除した額の合計額を除いた額）を控除した額）とする。

3 当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存欠損額は、過年度残存欠損額（当該事業年度において年度剰余額が生じた場合には、当該年度剰余額を過年度残存欠損額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存欠損額から控除することとなる額を除く。）とする。

（特例算定方法）

第十九条 収益事業等を行う公益法人は、第二号に掲げる額（以下この条において「特例費用額」という。）が第一号に掲げる額（以下この条において「特例収入額」という。）を超えるときは、第十六条第一項の規定により算定すべき額に代えて、次項の規定により当該事業年度に係る特例残存欠損額を算定することができる。

一 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常収益（一般純資産に係るものに限る。）の額

ロ 当該事業年度の公益充実資金の取崩額

ハ 当該事業年度において公益目的保有財産を処分することにより得た額

ニ 当該事業年度に収益事業等から生じた収益（収益事業等における収益から、管理費のうち収益事業等に按分される額を控除した額）に百分の五十を乗じて得た額

二 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常費用（一般純資産に係るものに限る。）の額（公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額を除く。）

ロ 当該事業年度の公益充実資金の積立額（その額が当該事業年度の末日における公益充実活動等（第二十三条第一項第一号に規定する公益充実活動等をいう。以下この条において同じ。）ごとに(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額を当該事業年度開始の日から当該公益充実活動等の実施時期の開始の日までの期間の月数で除し、これに当該事業年度の月数（当該事業年度が当該開始の日の属する事業年度である場合には、当該事業年度開始の日から当該実施時期の開始の日までの期間の月数）を乗じて得た額の合計額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を超える場合には、その超える部分を控除した額

(1) 当該事業年度の末日における当該公益充実活動等の所要額（第二十三条第一項第二号ロに規定する公益充実活動等）との所要額をいう。以下この条において同じ。）

(2) 当該事業年度の前事業年度の末日における公益充実資金の額を当該末日における積立限度額（第二十三条第一項第二号ロに規定する積立限度額をいう。）で除して得た額に当該末日における当該公益充実活動等の所要額を乗じた額（当該事業年度から公益充実資金の目的とされた公益充実活動等にあっては、零）

ハ 当該事業年度における公益目的保有財産の取得価額又は改良に要した額

二 過年度特例残存欠損額（当該事業年度の前事業年度における当該前事業年度以前の各事業年度（当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のうちこの項の規定により特例残存欠損額を算定した事業年度に限る。）に係る特例残存欠損額をいう。以下同じ。）の合計額

2 公益法人の当該事業年度に係る特例残存欠損額は、第三号に掲げる額から第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額（以下「特例暫定欠損額」という。）から過年度特例残存欠損額の合計額を控除した額（当該合計額が当該特例暫定欠損額を超える場合には、零）とする。

一 特例収入額

二 当該事業年度に収益事業等から生じた収益から公益目的事業に繰り入れた額（特例費用額が特例収入額を上回る部分の額を上限とする。）から前項第一号二の額を控除した額

三 特例費用額

（特例算定における当該事業年度前の残存剰余額の解消等）

第二十条 前条第二項の規定により当該事業年度に係る特例残存欠損額を算定した場合には、当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存剰余額については、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「次の各号」とあるのは「第二号又は第三号」と、「当該各号」とあるのは「それぞれこれらの号」と、同条第三号中「前各号」とあるのは「前号」と読み替えるものとする。

2 当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る特例残存欠損額は、過年度特例残存欠損額（過年度特例残存欠損額の合計額が当該事業年度に係る特例暫定欠損額を超える場合には、その超

える部分の額を過年度特例残存欠損額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度特例残存欠損額から控除することとなる額を除く。）とする。

（中期的収支均衡の判定）

第二十一条 第十八条第一項又は第二項の規定により算定した公益法人の各事業年度に係る残存剰余額のうち、当該各事業年度の末日から中期均衡期間が経過した事業年度に係るものが零を超えないときは、当該公益法人における中期的収支均衡が図られているものとする。

（合併に係る措置）

第二十二条 公益法人が他の公益法人が消滅する合併を行った事業年度又は法第二十五条第三項に基づき公益法人の地位を承継する同条第一項に規定する新設法人のその成立の日の属する事業年度においては、当該他の公益法人又は当該新設法人が地位を承継する公益法人の過年度残存剰余額、過年度残存欠損額及び過年度特例残存欠損額を、過年度残存剰余額、過年度残存欠損額及び過年度特例残存欠損額にそれぞれ加算する。

（公益充実資金）

第二十三条 公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下「公益充実資金」という。）についての法第十四条に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために必要な

資金として積み立てられるものであること。

二 公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること。

イ 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期

ロ 当該事業年度の末日における積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠

ハ 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額

ニ 当該事業年度の末日における公益充実資金の額

ホ 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

三 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。

四 当該事業年度の末日における公益充実資金の額が第二号ロの積立限度額以下であること。

五 財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示されていること。

2 公益充実資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。

一 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額

二 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額

3 前項第二号の場合にあつては、当該事業年度以後の各事業年度の末日における公益充実資金の積立限度額は、当該公益充実活動等の所要額を除いて算定しなければならない。

第三款 公益目的事業比率

第二十四条～第二十九条 「略」

(公益充実資金に係る調整)

第三十条 各事業年度の公益充実資金の積立額に当該事業年度の末日における当該公益充実活動等(将来の特定の活動の実施に限る。)の所要額の合計額を乗じて同日における積立限度額で除して得た額を当該事業年度の公益実施費用額に算入する。

2 当該事業年度の公益充実資金の取崩額(公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために取り崩した額を除く。)を当該事業年度の公益実施費用額から控除する。

(特定費用準備資金)

第三十一条 公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金(将来の特定の活動(公益目的事業に係るものを除く。))の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。))に係る支出に充てるために保有する資金(当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。))を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該

第二款 公益目的事業比率

第十三条～第十七条 「同上」

「条を加える。」

(特定費用準備資金)

第十八条 公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金(将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。))に係る支出に充てるために保有する資金(当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。))を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

事業年度の費用額に算入する。

「一・二 略」

2 「略」

3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

「一〇四 略」

五 第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。

「4〇6 略」

第三十二条 「略」

第四款 使途不特定財産額の保有の制限

（公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）

第三十三条 法第十六条第一項の公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額は、第三十条第一項の規定により公益実施費用額に算入した額とする。

（使途不特定財産額の保有の上限額）

第三十四条 法第十六条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額（以下「基準額」という。）は、当該事業年度の開始の日前五年以内に開始した各事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額（当該各事業年度のうちその期間が一年でない事業年度については、当該控除して得た額をその事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）の一事業年度当たりの平均額とする。ただし、基準額を当該事業年度又は当該事業年度の前事業年度にお

「一・二 同上」

2 「同上」

3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

「一〇四 同上」

五 第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。

「4〇6 同上」

第十九条 「同上」

第三款 遊休財産額の保有の制限

（公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）

第二十條 法第十六条第一項の公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額は、第十八条第一項の規定により公益実施費用額に算入した額とする。

（遊休財産額の保有の上限額）

第二十一条 法第十六条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額は、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

ける第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（当該事業年度又は前事業年度が一年でない場合には、当該額をその事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）を基準額とすることができる。

一 損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額

二 前号の額のほか、第二十六条第二項の規定により公益実施費用額に算入することとなった額

三 第三十条第一項の規定により公益実施費用額に算入することとなった額

四 第二十五条の規定により、公益実施費用額から控除することとなった引当金の取崩額

五 第一号の額のうち、第二十六条第一項、第三項又は第四項の規定により公益実施費用額に算入しないこととなった額

六 第三十条第二項の規定により公益実施費用額から控除することとなった額

2 前項ただし書の規定の適用を受ける公益法人は、当該事業年度終了後に作成する第四十六条第一項第六号の書類において、前項ただし書に規定する合理的な理由を記載しなければならない。

3 第一項の月数は、暦に応じて計算し、一月に満たないときはこれを一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

（公益目的事業継続予備財産の要件）

第三十五条 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、

一 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額

二 前号の額のほか、第十五条第二項の規定により当該事業年度の公益実施費用額に算入することとなった額

三 第十八条第一項の規定により当該事業年度の公益実施費用額に算入することとなった額

四 第十四条の規定により、当該事業年度の公益実施費用額から控除することとなった引当金の取崩額

五 第一号の額のうち、第十五条第一項、第三項又は第四項の規定により公益実施費用額に算入しないこととなった額

六 第十八条第二項の規定により公益実施費用額から控除することとなった額

2 事業年度が一年でない場合における前項の規定の適用については、同項中「控除して得た額」とあるのは、「控除して得た額を当該事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額」とする。

3 前項の月数は、暦に応じて計算し、一月に満たないときはこれを一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

「条を加える。」

次に掲げるものとする。

一 当該公益法人の事業内容、資産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うための平時の取組の状況その他の事情に鑑み、当該事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うための資金を保有する必要性があること。

二 前号に規定する必要性に基づき、同号に規定する事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な同号に規定する資金の限度額が算定されていること。

三 その合計額が、前号に規定する限度額又は当該事業年度の公益目的事業に係る経理における資産の額から当該経理に係る次条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額（当該公益法人が法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けるときは、当該事業年度の資産の額から次条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額）のいずれか小さい方の額を超えないものであること。

（使途不特定財産額）
第三十六条 「略」

2 公益法人の各事業年度の使途不特定財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一 負債（基金（一般社団・財団法人法第百三十一条に規定する基金をいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の額

二 「略」

三 公益目的事業継続予備財産の額

（遊休財産額）
第二十二條 「同上」

2 公益法人の各事業年度の遊休財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一 負債（基金（一般社団・財団法人法第百三十一条に規定する基金をいう。第三十一条第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の額

二 「同上」

「号を加える。」

3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。

一 継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産（法第十八条に規定する公益目的事業財産をいう。以下同じ。）

二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に継続して使用する財産（以下「法人活動保有財産」という。）

三 公益充実資金

四 法人活動保有財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該法人活動保有財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。以下「資産取得資金」という。）

五 「略」

「号を削る。」

六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）

3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。

一 第二十六条第三号に規定する公益目的保有財産

二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

「号を加える。」

三 前二号に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）

四 「同上」

五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に従つて使用し、若しくは保有しているもの

六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る。）

4 資産取得資金については、第三十一条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあり、及び同条第四項中「特定費用準備資金」とあるのは「資産取得資金」と、同条第三項第一号中「活動を行う」とあるのは「財産を取得し、又は改良する」と、同条第四号及び第五号、同条第四項第二号並びに第五項中「積立限度額」とあるのは「当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額」と、同条第四項第三号中「活動を行わない」とあるのは「財産を取得せず、又は改良しない」と読み替えるものとする。

5 指定寄附資金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。

「一・二 略」

6 指定寄附資金については、第三十一条第三項（第四号及び第五号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあるのは、「指定寄附資金」と読み替えるものとする。

7 第二項第二号に規定する「対応負債の額」は、次に掲げる額の合計額をいう。

一 「略」

二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から前号の額及び指定純資産の額（控除対象財産に係るものに限る。以下この条において同じ。）を控除して得た額に次のイの額のイ及びロの額の合計額に対する割合を乗じて得た額

4 前項第三号に掲げる財産については、第十八条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあり、及び同条第四項中「特定費用準備資金」とあるのは「第二十二条第三項第三号の資金」と、同条第三項第一号中「活動を行う」とあるのは「財産を取得し、又は改良する」と、同条第四号及び第五号、同条第四項第二号並びに第五項中「積立限度額」とあるのは「当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額」と、同条第四項第三号中「活動を行わない」とあるのは「財産を取得せず、又は改良しない」と読み替えるものとする。

5 第三項第五号の財産は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。同項第六号の財産についても、同様とする。

「一・二 同上」

6 第三項第六号の財産については、第十八条第三項（第一号、第四号及び第五号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあるのは、「第二十二条第三項第六号の資金」と読み替えるものとする。

7 第二項第二号に規定する「対応負債の額」は、次に掲げる額の合計額をいう。

一 「同上」

二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から前号の額及び指定正味財産の額（控除対象財産に係るものに限る。以下この条において同じ。）を控除して得た額に次のイの額のイ及びロの額の合計額に対する割合を乗じて得た額

イ 「略」

ロ 総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

8 前項の規定にかかわらず、公益法人は、前項の対応負債の額を控除対象財産の帳簿価額の合計額から指定純資産の額を控除して得た額に、第一号の額の同号及び第二号の額の合計額に対する割合を乗じて得た額とすることができる。

一 「略」

二 総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

(公益目的事業継続予備財産を保有している場合の公表事項等)

第三十七条 法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第三十五条第二号に規定する限度額及びその算定根拠とする。

2 法第十六条第三項の規定により公表する公益目的事業継続予備財産を保有する理由は、第三十五条各号に掲げる要件に適合することを説明するものでなければならない。

3 法第十六条第三項に規定する公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第五款 公益目的事業財産

(正当な理由がある場合)

第三十八条 法第十八条ただし書の内閣府令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 収益事業等を行わない公益法人が、その管理費（法人の適正な

イ 「同上」

ロ 総資産の額から負債の額及び指定正味財産の額の合計額を控除して得た額

8 前項の規定にかかわらず、公益法人は、前項の対応負債の額を控除対象財産の帳簿価額の合計額から指定正味財産の額を控除して得た額に、第一号の額の同号及び第二号の額の合計額に対する割合を乗じて得た額とすることができる。

一 「同上」

二 総資産の額から負債の額及び指定正味財産の額の合計額を控除して得た額

「条を加える。」

第四款 公益目的事業財産

(正当な理由がある場合)

第二十三条 法第十八条ただし書の内閣府令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

「号を加える。」

運営を確保するための適正な費用に限る。）に係る財源の不足を補うために必要な限度において、財産の一部を当該管理費に充てる場合

二 公益目的事業財産に係る債務（当該公益法人の公益目的事業に係る経理以外の経理に対する債務にあつては、次に掲げる場合に生じた債務（ロに掲げる場合にあつては、当該資金不足に対応するため第四十四条に規定する財産を費消し、又は譲渡し、その内容及び金額を財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において表示したものに限る。）に限る。）の返済に財産の一部を充てる場合

イ 公益目的事業の一時的な資金不足の場合

ロ 資金不足により公益目的事業を継続することが困難な場合

三 前号イ及びロに掲げる場合において、第十九条第一項ただし書の規定の適用を受ける公益法人が費消し、又は譲渡した第四十条に規定する財産の額（その内容及び金額を財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において表示したものに限る。）を限度として、同条に規定する財産を取得する場合

四・五 「略」

六 第五条第二十号に規定する者（以下この号において「国等」という。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付した財産（特定の公益目的事業を行うために使用すべき旨を定めて交付したものに限る。）の全部又は一部に相当する額の財産を、当該公益目的事業の終了その他の事由により、当該公益目的事業のために使用する見込みがないことを理由に、当該国等に対して返還する場合

「号を加える。」

「号を加える。」

一・二 「同上」

三 第五条第十七号に規定する者（以下この号において「国等」という。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付した財産（特定の公益目的事業を行うために使用すべき旨を定めて交付したものに限る。）の全部又は一部に相当する額の財産を、当該公益目的事業の終了その他の事由により、当該公益目的事業のために使用する見込みがないことを理由に、当該国等に対して返還する場合

第三十九条 「略」

（公益目的事業の用に供するものである旨の表示の方法）

第四十条 「略」

「項を削る。」

（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）

第四十一条 法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

一 公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産

二 公益認定を受けた日以後に行った吸収合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあっては、当該他の公益法人の公益目的事業財産であつた財産

三 法第二十五条第一項に規定する新設法人にあっては、同条第五項の規定により読み替えて適用する法第十八条第一号から第七号までに掲げるもののほか、当該新設法人が保有する財産であつてその成立の日以後に前条で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産

第二十四条 「同上」

（公益目的事業の用に供するものである旨の表示の方法）

第二十五条 「同上」

2 継続して公益目的事業の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。

（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）

第二十六条 法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

一 公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産

二 公益認定を受けた日以後に行った吸収合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあっては、当該他の公益法人の当該合併の前日における公益目的取得財産残額（同日において当該他の公益法人の公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。第四十八条において同じ。）に相当する財産

「号を加える。」

四 公益認定を受けた日以後に前各号並びに法第十八条第六号及び第七号に掲げる財産を運用し、支出し又は処分することにより取得した財産

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

(区分経理の方法)

第四十二条 公益法人（法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）は、貸借対照表及び損益計算書について、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理（収益事業等を行わない公益法人にあつては、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理）の各経理単位の内訳を表示しなければならない。

2 公益法人が、複数の公益目的事業又は収益事業等を行う場合は、前項に規定する損益計算書の各経理単位の内訳について、公益目的事業に係る経理については各公益目的事業ごとの、収益事業等に係る経理については各収益事業等ごとの内訳を表示しなければならない。ただし、各事業ごとに配賦することが困難な収益及び費用がある場合は、これらを公益目的事業に係る経理又は収益事業等に係る

三 公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産（第六号及び第七号並びに法第十八条第五号から第七号までに掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産

四 公益目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産

五 公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額に相当する財産

六 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産

七 公益認定を受けた日以後に第一号から第五号まで及び法第十八条第一号から第四号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であつて、同日以後に前条の規定により表示したもの

八 法第十八条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

「条を加える。」

経理における共通収益及び費用として表示することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行の日から起算して三年を経過する日前に開始する事業年度における公益法人の経理については、前二項の規定にかかわらず、貸借対照表（第十九条第一項の規定の適用を受ける公益法人が作成する貸借対照表に限る。）について公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理の各経理単位の内訳を表示し、損益計算書について各事業ごとに区分した経理の内訳を表示する方法とすることができる。

（区分経理を行わない公益法人の要件）

第四十三条 法第十九条第一項ただし書の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表について、前条第一項に規定にする各経理単位の内訳を表示していないこと。

二 各公益目的事業ごとに区分した経理の内訳を損益計算書に表示していること。

（公益法人の運営を行うための必要な財産）

第四十四条 法第十九条第二項に規定する公益法人の運営を行うため必要な財産は、法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金（法人活動保有財産及び指定寄附資金にあつては、公益目的事業の用に供するものを除く。）とする。

（事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類）

第四十五条 法第二十一条第一項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に掲げる書類とする。

「一〇三 略」

四 当該事業年度開始の日における法第七条第一項第三号及び第四

「条を加える。」

「条を加える。」

（事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類）

第二十七条 法第二十一条第一項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に掲げる書類とする。

「一〇三 同上」

「号を加える。」

号に掲げる事項を記載した書類

(事業年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類)

第四十六条 法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は法第五条第十三号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）

二 次に掲げる運営組織に関する重要な事項について記載した書類

イ 社員その他の構成員（公益社団法人に限る。）の数その他の状況

ロ 評議員（公益財団法人に限る。）、理事及び監事の数その他の状況

ハ 理事等の当該事業年度に係る役員報酬、賞与その他の職務遂行の対価（当該理事等が当該公益法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価を含む。）として公益法人から受ける財産上の利益の合計額が二十万円を超える者が存する場合には当該額及びその必要の理由

ニ 会計監査人の有無及び設置している場合にあつてはその氏名又は名称

ホ 職員の数その他の状況

ヘ 社員総会、評議員会及び理事会の開催年月日及び主な決議事項等

ト 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況

チ 事業・組織の体系（複数の事業又は組織がある場合に限る。）

三 次に掲げる事業活動に関する重要な事項について記載した書類

イ 寄附を受けた財産の額

ロ 金融資産の運用収入の額

ハ 資産、負債及び期末純資産の額

(事業年度経過後三箇月以内に作成し備え置くべき書類)

第二十八条 法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は法第五条第十二号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）

二 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

「号を加える。」

ニ	他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の第六条で定める財産についての保有の有無	
ホ	関連当事者との取引に関する事項及びその明細	
ヘ	海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無	
四	中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類	〔号を加える。〕
五	公益目的事業比率に関する数値及びその計算の明細を記載した書類	〔号を加える。〕
六	使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類	〔号を加える。〕
七	公益充実資金について第二十三条第一項第二号に掲げる事項を記載した書類	〔号を加える。〕
八	公益目的事業継続予備財産について第三十七条第一項に規定する限度額及びその算定根拠並びに同条第二項に規定する保有する理由を記載した書類	〔号を加える。〕
九	特定費用準備資金について第三十一条第三項第五号の規定により備置き及び閲覧等の措置を講じられるべき事項を記載した書類	〔号を加える。〕
十	資産取得資金について第三十六条第四項において読み替えて準用する第三十一条第三項第五号の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類	〔号を加える。〕
十一	指定寄附資金について第三十六条第五項の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類	〔号を加える。〕
2	〔略〕	〔同上〕

3 第一項第三号ホに掲げる事項及び第四号から第十一号までに掲げる書類については、一般社団・財団法人法第百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等に記載されている場合又は該当するものがない場合にあつては、作成を要しない。

（収支予算書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書）

第四十七条 法第二十一条第一項の規定により作成すべき収支予算書並びに同条第二項の規定により作成すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書については、次条から第五十一条までに定めるところによる。

（収支予算書の区分）

第四十八条 第四十五条第二号の収支予算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。この場合において、各区分（第二号に掲げる区分を除く。）は、適当な項目に細分することができる。

「一〇五 略」

「二〇五 略」

6 公益法人が一般社団・財団法人法第百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する損益計算書については、前各項の規定の例による。ただし、法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受ける公益法人が作成する収支予算書及び当該損益計算書については、第一項、第四項及び第五項の規定の例による。この場合において、第一項中「各区分（第二号に掲げる区分を除く。）は、」とあるのは、「各区分は、」とする。

（財産目録の区分）
第四十九条 「略」

「項を加える。」

（収支予算書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書）

第二十九条 法第二十一条第一項の規定により作成すべき収支予算書並びに同条第二項の規定により作成すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書については、次条から第三十三条までに定めるところによる。

（収支予算書の区分）

第三十条 第二十七条第二号の収支予算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。この場合において、各区分（第二号に掲げる区分を除く。）は、適当な項目に細分することができる。

「一〇五 同上」

「二〇五 同上」

6 公益法人が一般社団・財団法人法第百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する損益計算書については、前各項の規定の例による。

（財産目録の区分）
第三十一条 「同上」

2 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

「号を削る。」

「号を削る。」

3 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。この場合において、第三十六条第三項各号に掲げる財産については第四十条の方法により表示しなければならない。

4 資産の部の各項目は、第四十二条第一項に規定する各経理単位の内訳を表示しなければならない。

5 公益法人が一般社団・財団法人法第二百二十三条（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する貸借対照表については、第一項から第三項までの規定の例による。この場合において、純資産の部については、次に掲げる項目に区分するものとする。

一 「略」

二 指定純資産

三 一般純資産

6 貸借対照表において、第一項から第四項までの規定により財産目録に表示すべき事項を表示しているときは、その表示をもって財産目録とみなすことができる。

（キャッシュ・フロー計算書の区分）

第五十条 第四十六条第一項第一号のキャッシュ・フロー計算書には

2 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

一 流動資産

二 固定資産

3 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。この場合において、公益目的保有財産については第二十五条第一項の方法により表示しなければならない。

「項を加える。」

4 公益法人が一般社団・財団法人法第二百二十三条（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する貸借対照表については、前三項の規定の例による。この場合において、純資産の部については、次に掲げる項目に区分するものとする。

一 「同上」

二 指定正味財産

三 一般正味財産

「項を加える。」

（キャッシュ・フロー計算書の区分）

第三十二条 第二十八条第一項第一号のキャッシュ・フロー計算書に

、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。この場合において、各区分は、適当な項目に細分することができる。

「一〇六 略」

「2〇4 略」

（備置き等すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書）

第五十一条 法第二十一条第二項第一号に掲げる財産目録及び第四十六條第一項第一号に掲げるキャッシュ・フロー計算書は、定時社員総会又は定時評議員会（一般社団・財団法人法第二百二十七條の規定（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）の適用がある場合にあつては、理事会）の承認を受けなければならない。

2 「略」

第五十二条 「略」

（事業報告への記載事項）

第五十三条 法第二十一条第四項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各事業年度における公益目的事業の実施状況
- 二 当該公益法人の運営体制の充実を図るための取組（一般社団・財団法人法施行規則第三十四条第二項第二号に掲げるものを含む。）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五十四条 法第二十一条第五項第二号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（従たる事務所において電磁的記録により財産目録等を閲覧に供す

は、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。この場合において、各区分は、適当な項目に細分することができる。

「一〇六 同上」

「2〇4 同上」

（備置き等すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書）

第三十三条 法第二十一条第二項第一号に掲げる財産目録及び第二十八條第一項第一号に掲げるキャッシュ・フロー計算書は、定時社員総会又は定時評議員会（一般社団・財団法人法第二百二十七條の規定（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）の適用がある場合にあつては、理事会）の承認を受けなければならない。

2 「同上」

第三十四条 「同上」

「条を加える。」

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三十五条 法第二十一条第四項第二号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（従たる事務所において電磁的記録により財産目録等を閲覧に供す

るための措置)

第五十五条 法第二十一条第七項の内閣府令で定めるものは、公益法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公益法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

第五十六条 「略」

(事業報告等の提出)

第五十七条 法第二十一条第一項の規定による財産目録等(法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。)の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類にあつては、行政庁が法第六条第五号に該当しないことが確認できる場合であつて、行政庁が不要と認めるときには、同号に該当しないことを説明した書類を添付することとする。

一 「略」

「号を削る。」

二 前号に掲げるもののほか、行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類

るための措置)

第三十六条 法第二十一条第六項の内閣府令で定めるものは、公益法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公益法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

第三十七条 「同上」

(事業報告等の提出)

第三十八条 法第二十一条第一項の規定による財産目録等(法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。)の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類にあつては、行政庁が法第六条第五号に該当しないことが確認できる場合であつて、行政庁が不要と認めるときには、同号に該当しないことを説明した書類を添付することとする。

一 「同上」

二 次に掲げる事項を記載した書類

イ 第二十八条第一項第二号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細

ロ その他参考となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類

2 「略」

「条を削る。」

第五十八条 「略」

(合併等の届出)

第五十九条 「略」

「2・3 略」

4 前項の公益法人は、当該合併の日から三月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る第十条第四項各号に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

(合併による地位の承継の認可)

第六十条 「略」

2 前項の申請書には、法第二十五条第四項において準用する法第七条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 「略」

二 新設合併により消滅する公益法人に係る第七条第三項第六号に掲げる書類

三 新設法人に係る第七条第三項第二号から第五号まで及び第七号

2 「同上」

(閲覧の方法)

第三十九条 法第二十二条第二項の規定による閲覧又は謄写は、行政庁が定める場所において行うものとする。

2 行政庁は、前項に規定する場所をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第四十条 「同上」

(合併等の届出)

第四十一条 「同上」

「2・3 同上」

4 前項の公益法人は、当該合併の日から三箇月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る第八条第四項各号に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

(合併による地位の承継の認可)

第四十二条 「同上」

2 前項の申請書には、法第二十五条第四項において準用する法第七条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 「同上」

二 新設合併により消滅する公益法人に係る第五条第三項第六号に掲げる書類

三 新設法人に係る第五条第三項第二号から第五号まで及び第七号

に掲げる書類

3 「略」

4 前項の公益法人は、その成立の日から起算して三月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る第十条第四項各号に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

第六十一条 「略」

(解散の届出等)

第六十二条 「略」

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 「略」

二 法第二十六条第二項の届出 当該残余財産の引渡しを受ける法人が法第五条第二十号イからトまでに掲げる法人である場合にあっては、その旨を証する書類

三 「略」

第六十三条・第六十四条 「略」

(法第三十条第二項第三号の内閣府令で定める方法)

第六十五条 法第三十条第二項第三号の内閣府令で定める方法は、公益法人（法第十九条ただし書の規定の適用を受けるものに限り。）が第三十八条第二号ロに掲げる場合において、第四十四条に規定する財産を費消し、又は譲渡する方法とする。

(公益目的取得財産残額から控除するもの)

第六十六条 法第三十条第二項第三号で規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

に掲げる書類

3 「同上」

4 前項の公益法人は、その成立の日から起算して三箇月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る第八条第四項各号に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

第四十三条 「同上」

(解散の届出等)

第四十四条 「同上」

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 「同上」

二 法第二十六条第二項の届出 当該残余財産の引渡しを受ける法人が法第五条第十七号イからトまでに掲げる法人である場合にあっては、その旨を証する書類

三 「同上」

第四十五条・第四十六条 「同上」

「条を加える。」

(認定取消し等の後に確定した公租公課)

第四十七条 法第三十条第二項第三号で規定する内閣府令で定めるものは、当該公益法人が公益認定を受けた日以後の公益目的事業の実

一 当該公益法人が公益認定を受けた日以後の公益目的事業の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、同条第一項の公益認定の取消しの日又は合併の日以後に確定したもの

二 第三十八条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる場合中使用し、又は処分した公益目的事業財産（当該公益法人が法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けるものである場合にあっては、同条第二項の規定により読み替えて適用する法第十八条に規定する公益目的事業財産等。次条及び第六十八条において同じ。）

三 取消し等の日（当該公益認定の取消しの日又は合併の日の前日をいう。以下同じ。）における第三十八条第二号に規定する債務

四 取消し等の日における公益目的事業に係る経理の基金

「条を削る。」

施に伴い負担すべき公租公課であつて、同条第一項の公益認定の取消しの日又は合併の日以後に確定したものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額）

第四十八条 公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額（その額が零を下回る場合にあつては、零）をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。

2 前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の末日における公益目的増減差額（その額が零を下回る場合にあつては、零）

二 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

3 前項第一号に規定する当該事業年度の末日における公益目的増減

差額は、当該事業年度の前事業年度の末日における公益目的増減差額（公益認定を受けた日の属する事業年度又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日の属する事業年度（以下「認定等事業年度」という。）にあつては、零）に第一号の額を加算し、第二号の額を減算して得た額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度（認定等事業年度にあつては、公益認定を受けた日又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日（チにおいて「認定等の日」という。）から事業年度の末日までの期間。以下この項において同じ。）中に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額（当該財産が金銭以外の財産である場合にあつては、当該財産の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）

ロ 当該事業年度中に交付を受けることとなった補助金その他の財産（財産を交付する者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額

ハ 当該事業年度中に行つた公益目的事業に係る活動の対価の額

ニ 当該事業年度の各収益事業等から生じた収益の額に百分の五十を乗じて得た額

ホ 公益社団法人にあつては、当該事業年度中に社員が支払った経費のうち、その徴収に当たり使用すべき旨の定めがないものの額に百分の五十を乗じて得た額及びその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められたものの額

ヘ 当該事業年度において、合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあつては、当該他の公益法人の当該合併の前

日における公益目的取得財産残額

ト 当該事業年度中に公益目的保有財産から生じた収益の額

チ 当該事業年度の開始の日の前日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額（認定等事業年度にあつては、認定等の日における法第十八条第六号に掲げる財産（公益認定を受けた日前に取得したもの（当該財産が合併により消滅した公益法人から承継したものである場合にあつては、当該消滅した公益法人が公益認定を受けた日前に取得した財産であつて、当該消滅した公益法人において法第十八条第六号に掲げる財産であつたもの）と認められるものに限る。以下同じ。）の帳簿価額の合計額。次号ニにおいて同じ。）から当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額を控除して得た額

リ 当該事業年度において、法第十八条第六号に掲げる財産の改良に要した額

ヌ 当該事業年度の引当金の取崩額

ル イからヌまでに掲げるもののほか、定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより当該事業年度において公益目的事業財産となつた額

二 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の第二十一条第一項第一号の額に同項第二号の額を加算し、同項第五号の額を減算して得た額

ロ イに掲げるもののほか、当該事業年度において公益目的保有財産について生じた費用及び損失（法第十八条ただし書の正当な理由がある場合に生じたものに限る。ハにおいて同じ。）の額

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該事業年度において公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額

ニ 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額から当該事業年度の開始の日の前日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額を控除して得た額

ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該事業年度において他の公益法人に対し、当該他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額

4 前項第一号へに規定する合併により消滅する公益法人の当該合併の日の前日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。この場合においては、当該合併の日の前日を当該事業年度の末日とみなして算定し、財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書によるものについては、第八条第四項第二号に掲げる書類によるものとする。第五十条第三項においても、同様とする。

一 当該合併の日の前日における公益目的増減差額

二 当該合併の日の前日における公益目的保有財産の価額の合計額

（公益認定の取消し等の場合における公益目的取得財産残額）

第六十七条 公益法人は、法第二十四条第一項第一号に掲げる届出（公益法人が合併により消滅し、その権利義務を承継する法人が公益法人である合併に係るものを除く。）又は法第二十九条第一項第四号に掲げる申請をするときは、公益目的取得財産残額の見込額及びその算定の根拠を記載した書類を添付しなければならない。

「号を削る。」

第四十九条 行政庁が法第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）における法第三十条第二項の公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあつては、零）とする。

「法第二十二条の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いもの（次号及び次条において「最終提出事業年

「号を削る。」

2

前項に規定する公益目的取得財産残額の見込額は、第一号及び第二号の額の合計額から第三号から第六号までの額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一 法第二十二條第一項の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いもの（本条及び次条において「最終提出事業年度」という。）の末日における公益目的事業に係る経理の資産の額から前条第三号に掲げる債務の額を控除した額（法第十九條第一項ただし書の規定の適用を受ける公益法人にあっては、当該公益法人の純資産の額から第四十四條に規定する財産に対応する純資産の額を除いた額。次条において同じ。）

二 公益目的事業財産のうち次に掲げる資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の取消し等の日における時価が最終提出事業年度の末日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

イ 土地又は土地の上に存する権利

ロ 有価証券

ハ 書画、骨とう、生物その他の資産のうち最終提出事業年度の末日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産

三 公益認定を受けた日以後に第六十五條に規定する方法により公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した第四十四條に規定する財産額から第三十八條第三号に掲げる場合に費消し、又は譲

度」という。）の末日における公益目的増減差額

二 最終提出事業年度の末日において公益目的保有財産（法第十八條第六号に掲げる財産を除く。次条において同じ。）であった財産の当該公益認定の取消しの日又は合併の日の前日（以下「取消し等の日」という。）における価額の合計額

「項を加える。」

渡した公益目的事業財産の額を控除した額

四 最終提出事業年度の末日における公益認定を受けた日前に取得した法第十八条第六号に掲げる財産に対応する純資産の額

五 最終提出事業年度の末日における前条第四号に掲げる基金の額

六 公益目的事業財産のうち時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の最終提出事業年度の末日における帳簿価額が取消し等の日における時価を超える場合のその超える部分の額

3 行政庁は、第一項に規定する書類に記載された額が前項の額と異なると認めるときは、第一項に規定する書類に記載された額を増額し、又は減額する。

4 行政庁が法第二十九条第一項（第四号を除く。）又は第二項の規定により公益認定の取消しをしたときは、第二項に規定する公益目的取得財産残額の見込額を算定し、公益認定の取消しを受ける公益法人に当該見込額を通知するものとする。

（公益目的取得財産残額の変動の報告）

第六十八条 認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条第二項の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあつては、当該合併の日。第七十条において同じ。）から三月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの前条第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる額の変動の明細を明らかにした書類

二 取消し等の日における公益目的事業財産のうち時価評価資産の

「項を加える。」

「項を加える。」

（公益目的取得財産残額の変動の報告）

第五十条 認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあつては、当該合併の日。第五十一条において同じ。）から三箇月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの公益目的増減差額の変動の明細を明らかにした書類

二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の根拠を記載し

価額の根拠を記載した書類

三 「略」

3 第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一 取消し等の日における前条第二項第一号に掲げる額

二 取消し等の日における時価評価資産の時価が同日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

三 取消し等の日における前条第二項第三号から第五号までに掲げる額の合計額

四 取消し等の日における時価評価資産の帳簿価額が同日における時価を超える場合のその超える部分の額

4 行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条第二項の額と異なると認めるときは、前条第二項の額を増額し、又は減額する。

第六十九条 「略」

（公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告）

第七十条 認定取消法人等は、取消し等の日から一月以内に法第五十条第二十号に規定する定款の定めに従い、財産の贈与に係る書面による契約が成立したときは、取消し等の日から三月以内に、様式第十三号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

た書類

三 「同上」

3 第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一 取消し等の日における公益目的増減差額

二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の合計額

「号を加える。」

「号を加える。」

4 行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なると認めるときは、前条の額を増額し、又は減額する。

第五十条の二 「同上」

（公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告）

第五十一条 認定取消法人等は、取消し等の日から一箇月以内に法第五十条第十七号に規定する定款の定めに従い、財産の贈与に係る書面による契約が成立したときは、取消し等の日から三箇月以内に、様式第十三号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 「略」

二 各契約に係る贈与の相手方となる法人が法第五条第二十号イからトまでに掲げる法人に該当する場合にあつては、その旨を証する書類

3 取消し等の日から三月以内に認定取消法人等から第一項の報告書の提出がない場合には、同項に規定する契約が成立しなかったものとみなす。

第七十一条 「略」

(公表の方法)

第七十二条 法第二十二條第二項、第二十八條第二項、第四十四條第一項（法第五十二條並びに整備法第三十四條及び第三百三十九條において準用する場合を含む。）及び第四十六條第二項（法第五十四條において準用する場合を含む。）の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

1 (施行期日)
「略」

(移行公益法人の公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産の特例)

2 整備法第六條第一項の登記（以下「移行登記」という。）をした公益法人（以下「移行公益法人」という。）については、第四十一条各号に掲げる財産のほか、整備法第四十四條の認定の申請に添付された貸借対照表に係る貸借対照表日において当該移行公益法人が有していた財産のうち、次に掲げる財産を第四十一条の規定による財産とする。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 「同上」

二 各契約に係る贈与の相手方となる法人が法第五条第十七号イからトまでに掲げる法人に該当する場合にあつては、その旨を証する書類

3 取消し等の日から三箇月以内に認定取消法人等から第一項の報告書の提出がない場合には、同項に規定する契約が成立しなかったものとみなす。

第五十二条 「同上」

(公表の方法)

第五十三条 法第二十八條第二項、第四十四條第一項（法第五十二條並びに整備法第三十四條及び第三百三十九條において準用する場合を含む。）及び第四十六條第二項（法第五十四條において準用する場合を含む。）の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

1 (施行期日)
「同上」

(移行公益法人の公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産の特例)

2 整備法第六條第一項の登記（以下「移行登記」という。）をした公益法人（以下「移行公益法人」という。）については、第二十六條各号に掲げる財産のほか、整備法第四十四條の認定の申請に添付された貸借対照表に係る貸借対照表日において当該移行公益法人が有していた財産のうち、次に掲げる財産を第二十六條の規定による財産とする。

「一〇三 略」

3 前項第一号の規定による財産を有していた移行公益法人に対する第四十一条第四号の規定の適用については、同号中「前各号」とあるのは、「前各号及び附則第二項各号」とする。

「項を削る。」

「一〇三 同上」

3 前項第一号の規定による財産を有していた移行公益法人に対する第二十六条第三号の規定の適用については、同号中「第六号及び第七号」とあるのは、「第六号、第七号及び附則第二項第一号」とする。

4

移行公益法人は、移行登記をした日の属する事業年度経過後三箇月以内に、次に掲げる事項を記載した書類及び整備法第百十三条の規定により読み替えて適用する法第二十一条第二項の規定により作成した財産目録を行政庁に提出しなければならない。

一 移行登記をした日において有する財産のうち、附則第二項第一号の規定による財産（移行登記をした日までに附則第二項第二号の規定による資金により取得し、かつ、当該資金の目的の用に供する財産を含む。）の帳簿価額の合計額

二 移行登記をした日において有する資金のうち、附則第二項第二号及び第三号の規定による資金の額の合計額

三 移行登記をした日までに附則第二項第一号の規定による財産を譲渡した場合にあっては、当該譲渡により得た額

四 移行登記をした日までに附則第二項第一号の規定による財産が滅失し、又はき損した場合に生じた当該財産に係る損害をてん補するために交付された財産があるときにあっては、当該交付された財産の額

五 移行登記をした日までに附則第二項第二号又は第三号の規定による資金を当該資金の目的以外の目的のために取り崩した場合にあっては、当該取り崩した額

（移行登記をした日の属する事業年度の末日における公益目的取得財産残額）

「項を削る。」

「項を削る。」

4 附則第二項第一号の規定による財産で公益目的事業以外の用にも供するもの（以下「共用財産」という。）については、当該共用財産の公益目的事業の用に供する割合に応じて、附則第二項及び第三項の規定を適用する。

5 〔略〕

5 移行登記をした日の属する事業年度における移行公益法人に対する第四十八条第三項の規定の適用については、同項第一号イ及びチ中「認定等事業年度」とあるのは「整備法第百六条第一項の登記をした日の属する事業年度」と、同号イ中「公益認定を受けた日又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日（チにおいて「認定等の日」という。）」とあり、及び同号チ中「認定等の日」とあるのは「当該登記をした日」と、同項各号列記以外の部分中「公益認定を受けた日の属する事業年度又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日の属する事業年度（以下「認定事業年度」という。）にあつては、零」とあるのは「整備法第百六条第一項の登記をした日の属する事業年度にあつては、附則第四項各号に掲げる額の合計額」と、同項第一号チ中「（公益認定を受けた日」とあるのは「（当該登記をした日」と、「が公益認定を受けた日」とあるのは「が公益認定を受けた日又は当該登記をした日」とする。

6 〔公益認定の取消し等の場合における公益目的取得財産残額の特例〕
移行登記をした日から附則第四項に規定する書類の提出があるまでの間における移行公益法人に対する第四十九条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条第一号の額を附則第二項第二号及び第三号の規定による資金の額の合計額とし、同条第二号の額を附則第二項第一号の規定による財産の同条第二号に規定する取消し等の日における価額の合計額とする。

7 附則第二項第一号の規定による財産で公益目的事業以外の用にも供するもの（以下「共用財産」という。）については、当該共用財産の公益目的事業の用に供する割合に応じて、附則第二項から前項までの規定を適用する。

8 〔同上〕

6 附則第四項に規定する割合は、整備法第四十四条の認定の申請において配賦された公益実施費用額の当該共用財産に係る費用額に対する割合（同条の認定において当該割合と異なる割合とされた場合にあつては、当該異なる割合）とする。

7 附則第五項に規定する資金に対する前項の規定の適用については、同項中「配賦された」とあるのは「附則第二項第二号の規定による資金により、当該資金の目的の用に供する財産を取得したとするならば、第三十二条の規定により配賦することとなる」と、「公益実施費用額」とあるのは「公益実施費用額の見込額」と、「当該共用財産に係る費用額」とあるのは「当該財産に係る費用額の見込額」と、「（同条の認定において当該割合と異なる割合とされた場合にあつては、当該異なる割合）とする。」とあるのは「とする。ただし、当該配賦が困難な場合については、第三十二条の規定にかかわらず、当該財産の割合は、百分の百とする。」とする。

「項を削る。」

9 附則第七項に規定する割合は、整備法第四十四条の認定の申請において配賦された公益実施費用額の当該共用財産に係る費用額に対する割合（同条の認定において当該割合と異なる割合とされた場合にあつては、当該異なる割合）とする。

10 附則第八項に規定する資金に対する前項の規定の適用については、同項中「配賦された」とあるのは「附則第二項第二号の規定による資金により、当該資金の目的の用に供する財産を取得したとするならば、第十九条の規定により配賦することとなる」と、「公益実施費用額」とあるのは「公益実施費用額の見込額」と、「当該共用財産に係る費用額」とあるのは「当該財産に係る費用額の見込額」と、「（同条の認定において当該割合と異なる割合とされた場合にあつては、当該異なる割合）とする。」とあるのは「とする。ただし、当該配賦が困難な場合については、第十九条の規定にかかわらず、当該財産の割合は、百分の百とする。」とする。

（共用財産に係る財産目録の表示の特例）

1 共用財産を有する移行公益法人に対する第三十一条第三項の規定の適用については、同項中「方法」とあるのは、「方法（附則第七項に規定する共用財産にあつては、財産目録において当該共用財産である旨及び当該共用財産に係る同項に規定する割合を明らかにする方法）」とする。

様式第一号(第七条第一項関係)

年 月 日

縣

法人の名称
代表者の氏名

公益認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する公益認定を受けたいので、同法第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 主たる事務所の所在地
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 公益目的事業を行う都道府県の区域
- 4 公益目的事業の種類及び内容
- 5 収益事業等の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列とすること。
- 2 3には、定款に定めがある場合にのみ記載すること。

様式第一号(第五条第一項関係)

年 月 日

縣

法人の名称
代表者の氏名

公益認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する公益認定を受けたいので、同法第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 主たる事務所の所在地
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 公益目的事業を行う都道府県の区域
- 4 公益目的事業の種類及び内容
- 5 収益事業等の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列とすること。
- 2 3には、定款に定めがある場合にのみ記載すること。

様式第二号(第1条第1項関係)

年 月 日

際

法人の名称
代表者の氏名

変更認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する変更の認定を受けたもので、同条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更に係る事項	区 分	変 更 後	変 更 前
変更の理由			
変更予定年月日		年 月 日	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列とすること。
- 2 「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。なお、特に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この申請書に添付すること。
- 3 「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
ア 公益目的事業を行う都道府県の区域(定款で定めるものに限る。)又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在地の変更
イ 公益目的事業の種類又は内容の変更
[例5。]

様式第二号(第8条第1項関係)

年 月 日

際

法人の名称
代表者の氏名

変更認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する変更の認定を受けたもので、同条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更に係る事項	区 分	変 更 後	変 更 前
変更の理由			
変更予定年月日		年 月 日	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列とすること。
- 2 「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。なお、特に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この申請書に添付すること。
- 3 「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
ア 公益目的事業を行う都道府県の区域(定款で定めるものに限る。)又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在地の変更
イ 公益目的事業の内容の変更
ウ 収益事業等の内容の変更

年 月 日

贈

法人の名称
 代表者の氏名

変更届出書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項に掲げる変更をしたので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更に係る事項	区 分	変 更 後	変 更 前
変更の理由			
変更年月日		年 月 日	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格JIS番とすること。
- 2 「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。なお、特内に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この届出書に添付すること。
- 3 「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
- ア 名称又は代表者の氏名の変更
- イ 収益事業等の内容の変更
- ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則以下「規則」という。第9条第1号に掲げる都道府県の区域の変更又は事務所のある場所の変更
- ハ 規則第9条第2号に掲げる事務所の所在場所の変更
- ニ 規則第9条第3号に掲げる公益目的事業の種類又は内容の変更
- ホ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項第4号に掲げる定款の変更
- ヘ 理事(代表者を除く)、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
- ヘ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
- ニ 事業に必要な許認可等の変更

年 月 日

贈

法人の名称
 代表者の氏名

変更届出書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項に掲げる変更をしたので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更に係る事項	区 分	変 更 後	変 更 前
変更の理由			
変更年月日		年 月 日	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格JIS番とすること。
- 2 「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。なお、特内に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この届出書に添付すること。
- 3 「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
- ア 名称又は代表者の氏名の変更
- イ 収益事業等の内容の変更
- ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則以下「規則」という。第7条第1号に掲げる都道府県の区域の変更又は事務所のある場所の変更
- ハ 規則第7条第2号に掲げる事務所の所在場所の変更
- ニ 規則第7条第3号に掲げる公益目的事業又は収益事業等の内容の変更
- ホ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項第3号に掲げる定款の変更
- ヘ 理事(代表者を除く)、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
- ヘ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
- ニ 事業に必要な許認可等の変更

様式第四号（第五十六条関係）

年 月 日

監

法人の名称
代表者の氏名

事業計画書等に係る提出書

下記に掲げる事業計画書等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 事業計画書
 - 2 収支予算書
 - 3 資金調達が及び設備投資の見込みを記載した書類
 - 4 当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類又は内容、収益事業等の内容について記載した書類
 - 5 1から4までに掲げる書類について理事会（社員総会又は評議員会の承認を受けた場合にあっては、当該社員総会又は評議員会）の承認を受けたことを証する書類（備考）
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。

様式第四号（第三十七条関係）

年 月 日

監

法人の名称
代表者の氏名

事業計画書等に係る提出書

下記に掲げる事業計画書等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 事業計画書
 - 2 収支予算書
 - 3 資金調達が及び設備投資の見込みを記載した書類
 - 4 1から3までに掲げる書類について理事会（社員総会又は評議員会の承認を受けた場合にあっては、当該社員総会又は評議員会）の承認を受けたことを証する書類（備考）
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。

様式第五号(第五十七条関係)

年 月 日

際

法人の名称
代表者の氏名

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 財産目録
- 2 役員等名簿
- 3 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 社員名簿
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項(同法第199条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等
- 6 キャッシュ・フロー計算書
- 7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第45条第1項第2号に掲げる書類
- 8 規則第46条第1項第3号に掲げる書類
- 9 規則第46条第1項第4号から第11号までに掲げる書類
- 10 規則第47条第1項第2号に掲げる書類

- 11 簿納処分に係る国税の課税票及び地方税の納税証明書(財産目録等を提出する公益法人が納付すべき地方税に限る。)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 6の提出は、作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限り、提出する。

様式第五号(第三十八条関係)

年 月 日

際

法人の名称
代表者の氏名

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 財産目録
- 2 役員等名簿
- 3 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 社員名簿
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項(同法第199条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等
- 6 キャッシュ・フロー計算書
- 7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類

〔項を加える。〕

- 8 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第2号及び第3号に掲げる書類
- 9 簿納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 6の提出は、作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限り、提出する。

年 月 日

際

法人の名称
代表者の氏名

合併等届出書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項に掲げる行為を行いたいので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 行為を行う日
- 2 行為の種類
- 3 行為の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 2には、行為の種類を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
 - ア 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1号に掲げる合併
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第2号に掲げる事業の譲渡
 - ウ 公益目的事業の全部の廃止

年 月 日

際

法人の名称
代表者の氏名

合併等届出書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項に掲げる行為を行いたいので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 行為を行う日
- 2 行為の種類
- 3 行為の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 2には、行為の種類を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
 - ア 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1号に掲げる合併
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第2号に掲げる事業の譲渡
 - ウ 公益目的事業の全部の廃止

様式第七号(第六十一条第一項関係)

年 月 日

緊

法人の名称
代表者の氏名

合併による地位の承継の認可申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第25条第1項に規定する認可を受けたので、同条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 新設合併により消滅する公益法人の名称及び代表者の氏名
 - 2 新設法人の名称及び代表者の氏名
 - 3 新設法人の主たる事務所の所在場所
 - 4 新設法人の定たる事務所の所在場所
 - 5 新設法人が公益目的事業を行う都道府県の区域
 - 6 新設法人が行う公益目的事業の種類及び内容
 - 7 新設法人が行う収益事業等の内容
- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 1は、当該公益法人が2以上ある場合には、その全てにつき記載すること。
 - 3 5には、新設法人の定款の案に定めがある場合にのみ記載すること。

様式第七号(第四十二条第一項関係)

年 月 日

緊

法人の名称
代表者の氏名

合併による地位の承継の認可申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第25条第1項に規定する認可を受けたので、同条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 新設合併により消滅する公益法人の名称及び代表者の氏名
 - 2 新設法人の名称及び代表者の氏名
 - 3 新設法人の主たる事務所の所在場所
 - 4 新設法人の定たる事務所の所在場所
 - 5 新設法人が公益目的事業を行う都道府県の区域
 - 6 新設法人が行う公益目的事業の種類及び内容
 - 7 新設法人が行う収益事業等の内容
- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 1は、当該公益法人が2以上ある場合には、その全てにつき記載すること。
 - 3 5には、新設法人の定款の案に定めがある場合にのみ記載すること。

様式第八号(第六十二条第一項関係)

年 月 日

際
法人の名称
清算人の氏名

解散届出書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条(第202条)に掲げる事由により公益社団法人(公益財団法人)を解散したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散の日
- 2 解散の事由
- 3 清算人の連絡先

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 2には、解散の事由を以下の分類に従い、その記号を記載すること。

(公益社団法人の場合)

- ア 定款で定めた存続期間の満了
- イ 定款で定めた解散の事由の発生
- ウ 社員総会の決議
- エ 社員が欠けたこと。

オ 破産手続開始の決定

カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第7号に掲げる解散を命ずる裁判

(公益財団法人の場合)

- キ 定款で定めた存続期間の満了
- ク 定款で定めた解散の事由の発生
- ケ 基本財産の減失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能

コ 破産手続開始の決定

サ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第6号に掲げる解散を命ずる裁判

様式第八号(第四十四条第一項関係)

年 月 日

際
法人の名称
清算人の氏名

解散届出書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条(第202条)に掲げる事由により公益社団法人(公益財団法人)を解散したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散の日
- 2 解散の事由
- 3 清算人の連絡先

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 2には、解散の事由を以下の分類に従い、その記号を記載すること。

(公益社団法人の場合)

- ア 定款で定めた存続期間の満了
- イ 定款で定めた解散の事由の発生
- ウ 社員総会の決議
- エ 社員が欠けたこと。

オ 破産手続開始の決定

カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第7号に掲げる解散を命ずる裁判

(公益財団法人の場合)

- キ 定款で定めた存続期間の満了
- ク 定款で定めた解散の事由の発生
- ケ 基本財産の減失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能

コ 破産手続開始の決定

サ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第6号に掲げる解散を命ずる裁判

年 月 日

際

法人の名称
清算人の氏名

残余財産引渡し届出書

年 月 日付けで解散した(法人の名称)について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第23条第1項の期間が経過したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第2項の規定により、残余財産の引渡しの見込みについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資産の状況及び回収の見込み
- 2 債務の状況(基金の返還に係るものを含む)
- 3 残余財産の見込み額
- 4 残余財産の引渡しを受ける法人又は国若しくは地方公共団体
(備考)
 - 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 残余財産の引渡しの見込みに変更があったときも、遅滞なく、この届出書により届け出ること。ただし、変更箇所の変更前及び変更後の記載の違いを明らかにすること。

年 月 日

際

法人の名称
清算人の氏名

残余財産引渡し届出書

年 月 日付けで解散した(法人の名称)について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第23条第1項の期間が経過したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第2項の規定により、残余財産の引渡しの見込みについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資産の状況及び回収の見込み
- 2 債務の状況(基金の返還に係るものを含む)
- 3 残余財産の見込み額
- 4 残余財産の引渡しを受ける法人又は国若しくは地方公共団体
(備考)
 - 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 残余財産の引渡しの見込みに変更があったときも、遅滞なく、この届出書により届け出ること。ただし、変更箇所の変更前及び変更後の記載の違いを明らかにすること。

様式第十号(第六十二条第二項関係)

年 月 日

監

法人の名称
清算人の氏名

清算終了届出書

年 月 日付けで解散した(法人の名称)の解散に係る清算が終了したので、公益社団
法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

- 1 残余財産の額
 - 2 残余財産の帰属先
(備考)
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。

様式第十号(第四十四条第二項関係)

年 月 日

監

法人の名称
清算人の氏名

清算終了届出書

年 月 日付けで解散した(法人の名称)の解散に係る清算が終了したので、公益社団
法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

- 1 残余財産の額
 - 2 残余財産の帰属先
(備考)
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。

表 面

身 分 証 明 書	第 _____ 号
官職又は職名 氏 名 生 年 月 日 上記の者は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。	
交付日 年 月 日 (年 月 日まで有効)	
写 真 印 又は刻印	
発行者名 印	

裏 面

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律抜粋

第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めることにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限(第四十四条第一項の委任又は第四十六条第一項の勧告のため必要なものに限る、第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。)を委員会に委任する。

2 行政庁が都道府県知事である場合における第二十七条第一項の規定による権限(第五十二条において適用する第四十四条第一項の委任又は第五十四条において適用する第四十六条第一項の勧告のため必要なものに限る、第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。)の行使については、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「その職員」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「職員」とあるのは「監査をつかさどる職員」とする。

(備考) 規格は、縦5、4cm×横8、5cmとする。

表 面

身 分 証 明 書	第 _____ 号
官職又は職名 氏 名 生 年 月 日 上記の者は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。	
交付日 年 月 日 (年 月 日まで有効)	
写 真 印 又は刻印	
発行者名 印	

裏 面

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律抜粋

第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めることにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限(第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く、次項において同じ。)を委員会に委任する。

2 行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その監査をつかさどる職員」とする。

(備考) 規格は、縦5、4cm×横8、5cmとする。

年 月 日

監

法人の名称
代表者の氏名

公益目的取得財産残額の変動額報告書

公益目的取得財産残額について、財産目録等の最終提出事業年度末日の額から変動したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第68条第1項により、下記のとおり報告します。

記

規則 公益目的取得財産残額の 見込額 又は 公益目的取得財産残額	事業年度末日の額 (年 月 日)	取消し等の日の額(年 月 日)最終提出	差引変動額
	円	円	円

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格JIS4番とすること。

年 月 日

監

法人の名称
代表者の氏名

公益目的取得財産残額の変動額報告書

公益目的取得財産残額について、財産目録等の最終提出事業年度末日の額から変動したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第50条第1項により、下記のとおり報告します。

記

	取消し等の日の額 (年 月 日)	最終提出事業年度末日 の額(年 月 日)	差引変動額
公益目的増減差額	円	円	円
公益目的保有財産 の価額の合計額	円	円	円
公益目的取得財産 残額	円	円	円

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格JIS4番とすること。

年 月 日

際

法人の名称
代表者の氏名

贈与契約成立報告書

公益目的取得財産残額について、下記のとおり贈与契約が成立したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第70条第1項により、報告します。

記

- 1 取消し等の日
 - 2 贈与契約の相手方
名 称
代 表 者
住 所
連絡先
 - 3 贈与した公益目的取得財産残額に相当する財産の額
 - 4 履行方法
 - 5 履行期日
- (備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

際

法人の名称
代表者の氏名

贈与契約成立報告書

公益目的取得財産残額について、下記のとおり贈与契約が成立したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第51条第1項により、報告します。

記

- 1 取消し等の日
 - 2 贈与契約の相手方
名 称
代 表 者
住 所
連絡先
 - 3 贈与した公益目的取得財産残額に相当する財産の額
 - 4 履行方法
 - 5 履行期日
- (備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

(中期的収支均衡に関する経過措置)

2 施行日前に開始した公益法人の事業年度について、改正法による改正前の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第十四条の規定に基づき公益法人の収入が費用を上回った部分がある場合は、施行日以後に開始する各事業年度の年度欠損額は、内閣総理大臣が定めるところにより算定するものとする。

3 施行日以後に開始する最初の事業年度においては、過年度残存剰余額、過年度残存欠損額及び過年度特例残存欠損額は、零とする。

4 施行日以後に開始する最初の事業年度においては、年度剰余額がある場合は、この内閣府令による改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十八条第二項の規定によらず年度剰余額から解消額を控除した額を当該事業年度に係る残存剰余額とし、当該事業年度の年度欠損額がある場合は、新規則第十六条第四項の規定によらず当該事業年度の年度欠損額を当該事業年度に係る残存欠損額とする。

5 施行日以後に開始する最初の事業年度に新規則第十七条の規定を適用する場合にあつては、同条中「係る暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額（当該事業年度において年度欠損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剰余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。）で零を超えるもの」とあるのは、「生じた年度剰余額」と、「暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額

の」とあるのは「年度剰余額の」とする。

6 施行日以後に開始する最初の事業年度に新規則第十九条の規定を適用する場合にあつては、同条第一項第二号中「次に」とあるのは、「次のイからハまでに」とし、同条第二項中「額（以下「特例暫定欠損額」という。）から過年度特例残存欠損額の合計額を控除した額（当該合計額が当該特例暫定欠損額を超える場合には、零）」とあるのは、「額」とする。

（使途不特定財産規制に関する経過措置）

7 施行日から起算して五年を経過する日以前に開始する各事業年度における新規則第三十四条の規定の適用については、施行日前に開始した各事業年度の同条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額及び同項第四号から第六号までに掲げる額の合計額は、この府令による改正前の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第二十一条により算定した額とする。

8 施行日以後に公益認定を受けた公益法人の最初の事業年度における新規則第三十四条の規定の適用については、同条中「の開始の日前五年以内に開始した各事業年度における」とあるのは、「の」と、「の一事業年度当たりの平均額とする。ただし、基準額を当該事業年度又は前事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（当該事業年度又は前事業年度が一年でない場合には、当該額をその事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）を基準額とすることができ。」とあるのは「とする。」とする。

（区分経理に関する経過措置）

9 新規則第三十八条、第四十八条及び第四十九条の規定は、公益法人が新規則第四十二条第一項及び第二項又は改正法による改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「新法」という。）第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けることとなった事業年度から適用し、当該事業年度前の事業年度については、なお従前の例による。

10 新規則第六十五条から第六十八条までの規定は、新規則第四十二条第一項及び第二項又は新法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けることとなった事業年度に係る財産目録等が新法第二十二条第一項

の規定により行政庁に提出された日以後の公益認定の取消し等について適用し、当該事業年度前の事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定及び当該提出された日前の公益認定の取消し等に係る規定の適用については、なお従前の例による。